

核不拡散・保障措置・核セキュリティ連絡会セッション

核軍縮検証における我が国の役割と技術的な課題・原子力技術の応用可能性
Technical Challenges and Applicability of Nuclear Technology for Nuclear Disarmament
Verification, Roles to be taken by Japan

(2) 核軍縮検証作業における課題と非核兵器国の役割

(2) Challenges facing Nuclear Disarmament Verification and Roles to be taken by Non-nuclear Weapon
States*秋山 一郎¹¹平和・安全保障研究所

1. はじめに

米ソの核軍縮に関し、レーガン大統領はゴルバチョフ首相に対して「Trust, but verify」（信頼するも検証する＝検証なくして軍縮なし）を提案し、相互に核兵器運搬手段の削減を現地査察するとともにソ連が解体した核分裂物質を米国が買い取って廃棄して、4万発以上存在した戦略核兵器を米ソの保有数を各々3千～4千発まで削減した。2013年末には米国が「核兵器国(P-5)と非核兵器国が協力して核軍縮を進める枠組み構築のための国際イニシャチブ(International Partnership for Nuclear Disarmament Verification (IPNDV))」を提案し、現在P-5を含む30ヶ国+EUが参加して核軍縮の検証のための現地査察の要領及び技術の検討を進めてきた。(残念ながらロシア及び中国は2017年末にじ後の会合に不参加を表明。)

また、昨年には「核兵器禁止条約」が批准に付されて世界的に核軍縮の気運が高まっているが、核軍縮の実現に不可欠な核軍縮検証措置の確立にはまだ至っておらず、核兵器国に加えて原子力先進国である我が国を含む非核兵器国がその優れた検証技術を提供することにより核廃棄の現地査察手順を確立して核軍縮を推進することが望まれている。

2. 軍縮条約における検証（現地査察）の重要性

生物・毒素禁止条約（BWC、1972年発効、4頁）と化学兵器禁止条約（CWC、1997年発効、166頁、さらに査察マニュアル、守秘マニュアル、健康・安全マニュアル等を制定）は1つの条約にまとめる方向で議論されていたが、BWは検証規定を設けず単独で発効し、CWCは軍事施設に加えて原料を製造する化学産業も査察対象に含めるため詳細な検証規定の制定に時間を要し、BWCから25年遅れて発効した。2017年末に化学兵器禁止機関（OPCW）が申告された約7万トンの化学兵器のうちの92%の廃棄を現地査察により検証している。（エジプト、イスラエル、北朝鮮等の4か国は非加盟）

なお、核兵器禁止条約（25ヶ条、10頁）には「信頼すべき機関（trusted entity）に検証を依頼」する旨の条文があるが、その受託先となるべき機関や検証手順・技術は規定されていないため、趣旨は理解されるが実効性と信頼性に疑問が呈されている。

3. IPNDVにおける現地査察の手順と適用技術

IPNDVでは過去の軍備管理・軍縮条約の現地査察要領を調査し、主にCWCや米ソ（ロ）START等を参考として核軍縮検証手順・技術の検討を進めている。核兵器の製造からまでのライフサイクル全体を検証対象

* Ichiro Akiyama¹¹ Research Institute for Peace and Security

とするも、2017年までの第一段階では核兵器の解体工程（核分裂物質と爆薬コンポーネントの分離）における現地査察要領・技術について検討し、我が国提出の作業文書（Schematic Diagram of Dismantlement Phase）に基づいた机上演習を実施し、2018年からは第2段階として核兵器の冒頭申告から解体工程に続く各コンポーネントの廃棄に至る現地査察要領と技術の精査、及び原子力関連施設を使用した「解体工程に係る現地査察演習」が計画されている。

特に現地査察技術の精査に関しては、引き続き我が国 JAEA の専門家によるセーフガード及び核セキュリティ関連技術分野での貢献が期待されており、また原子力関連施設を使用する現地査察演習においても演習計画チームの主要メンバーとして独国等および EU とともに技術面での貢献が期待されている。

4. 核軍縮検証における非核兵器国の役割

CWC の例でも明らかのように、国際的な核軍縮検証においては保有国のみならず非保有国を含めた信頼醸成が不可欠であり、当事国間のみ相互検証では国際的な信頼は得られない。CWC では OPCW の査察の信頼性を担保するため、厳密な秘密保護規定や特定査察官の拒否手続き、保有国出身者の事務局長、事務次長、検証局長及び査察局長への就任禁止、あるいは査察団長には被査察国出身者を除外する等の規定を設け、全加盟国の信頼醸成を担保できるように配慮している。

そのような信頼醸成の担保には原子力先進国である非核兵器国の参加が不可欠で、IPNDV が目標とする「核兵器国と非核兵器国が協力して Trust, but verify 構想を支える実効性のある現地査察手順・技術を精査・確立すること」、及び「核兵器国と非核兵器国からなる組織 (Entity) により共同で核軍縮を検証すること」が喫緊の課題であり、前項で述べた我が国 JAEA 専門家によるセーフガードや核セキュリティ関連技術分野でのさらなる貢献が期待されており、また OPCW 査察局での我が国の勤務経験者による現地査察分野でのさらなる貢献も期待されている。

4. 結言

IPNDV において我が国は原子力先進国として核軍縮検証へのセーフガードや核セキュリティ関連技術分野でのさらなる貢献が期待されている。また、これらの分野での他の原子力先進国との協力は翻って自国のセーフガードや核セキュリティ技術の向上と表裏一体をなし、like-minded 各国の核物質管理やテロ対策の強化に資するものであり、この分野の専門家である皆さんの核軍縮検証分野でのご貢献、そして我が国及び like-minded 各国の核物質管理やテロ対策の強化へのご貢献に感謝申し上げますとともに、さらなるご貢献に期待いたしております。